企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び 活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の 一部を改正する省令について

平成29年7月自治財政局交付税課

## 1. 概要

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正により、支援の対象となる事業が、従来の製造業や情報通信業等から、「地域経済牽引事業(※)」に変更されること等に伴い、事業者に対する地方税(固定資産税及び不動産取得税)の課税免除又は不均一課税に伴う減収補塡措置を講ずる省令について、対象業種等を改正する。

※ 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業(業種限定なし)

## 2. 主な改正内容

- (1)対象業種の見直し
  - 〇 国税における特例措置を踏まえ、「地域経済牽引事業」を減収補 塡措置の対象とする。
- (2)取得価格要件の見直し
  - 〇 全業種における平均設備投資額を踏まえ、<u>取得価額に関する要件を2億円から1億円へ引き下げ</u>(従前は製造業における平均設備投資額を踏まえて設定)
  - ただし、農林漁業関連業種については、5,000万円で据え置き
- (3) 適用期限の延長
  - 国税における特例措置を踏まえ、<u>適用期限を平成31年3月31日</u> まで1年延長

## 3. 施行期日

平成29年7月31日

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日)